

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項：第22条
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
問い合わせ先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備考：